

# 避難区域設定の問題点 (続き) 自主避難への賠償と東電請求運動

国際環境NGO FoE Japan

満田夏花 (みつた・かな)

1

## 避難区域設定の問題点

その1 : 特定避難勧奨地点の選定をめぐる問題

その2 : 設定基準 (20ミリシーベルト) が高すぎる

その3 : 広範囲にわたる、選択的な避難区域の設定が必要

2

# 現在の避難区域

- **警戒区域**  
福島第一原発から半径20km圏内
- **計画的避難区域**  
事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね別の場所に計画的に避難を求める。
- **緊急時避難準備区域**  
事故の状況がまだ安定していないため設定。緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる。自主的避難。子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。
- **特別避難勧奨地点**  
年間20ミリシーベルトを超えることが推定される地点。該当する住民に対して注意喚起、避難の支援や促進を行う。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促す。一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりするようなことはない。

3

## 20ミリシーベルト？

- 法令による公衆の年間の線量限度は1ミリシーベルトである（原子炉等規制法）
- 放射線管理区域は年5.2ミリシーベルト：放射性管理区域では、労働法規により、18才未満の労働は禁じられている。放射能マークを掲示し、子どもを含む一般人の立ち入りは禁じられ、厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることのできる区域である（電離放射線障害防止規則など）

4

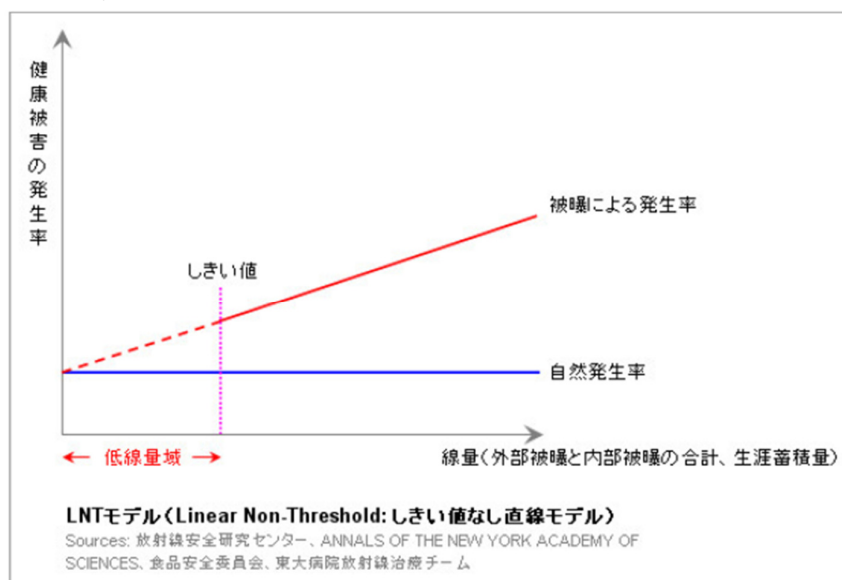
# 20ミリシーベルト？

- 原子力発電所等の労働者がガンや白血病で亡くなった場合の労災認定基準は、年5ミリシーベルトからと定められている。過去35年で10人が累積被ばく線量などに基づき労災が認定されており、累積被ばく線量5.2ミリシーベルトで認定された事例もある。
- ドイツの原発労働者の被ばく限度は年5ミリシーベルト

5

## 低線量被ばくのリスク①

- 「しきい値なしの線形モデル＝これ以下であれば安全だ」という基準がない」というのがほぼ国際合意（国際放射線防護委員会（ICRP）、米国科学アカデミーなど）



6

## 低線量被ばくのリスク②

- 米国科学アカデミー：5年間で100ミリシーベルトの被ばくで約1%の人が放射線に起因するがんになるとの報告
- 低線量被ばくの影響を示唆する疫学調査は数多く存在する
  - トンデル論文：チェルノブイリ事故後、スウェーデン北部で114万人を対象に、1988年～1996年のガン発症に関する大規模な疫学調査。低線量の被ばく（最大でも年4mSv以下）においても全ガンの発生率が増加。2万2409件のがんのうち、849件がチェルノブイリからの放射能汚染によるもの。がん全体の3.8%に相当。
  - 15カ国の原発労働者調査：E Cardis, et. al., Risk of cancer after low doses of ionising radiation: retrospective cohort study in 15 countries, 2005 :  
15か国40万人の原発労働者の調査により、低線量においても発がんリスクが増加。

7

## チェルノブイリの避難区域の設定

	土壌汚染 セシウム 137 (kBq/m <sup>2</sup> )	被ばく量
特別規制ゾーン	1480以上	
移住の義務ゾーン	555以上	5ミリシーベルト以上
移住の権利地域	185～555	1ミリシーベルト以上
徹底的なモニタリングゾーン	37～185	0.5～1ミリシーベルト

日本の場合、計画的避難区域(20ミリシーベルト以上)

日本の場合、特定避難勧奨地点(20ミリシーベルト以上)

出典：Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997)：Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situationおよび2011年8月20日、イリーナ・ラブンスカ／グリーンピース・エクセター研究所主任研究員講演より作成

8

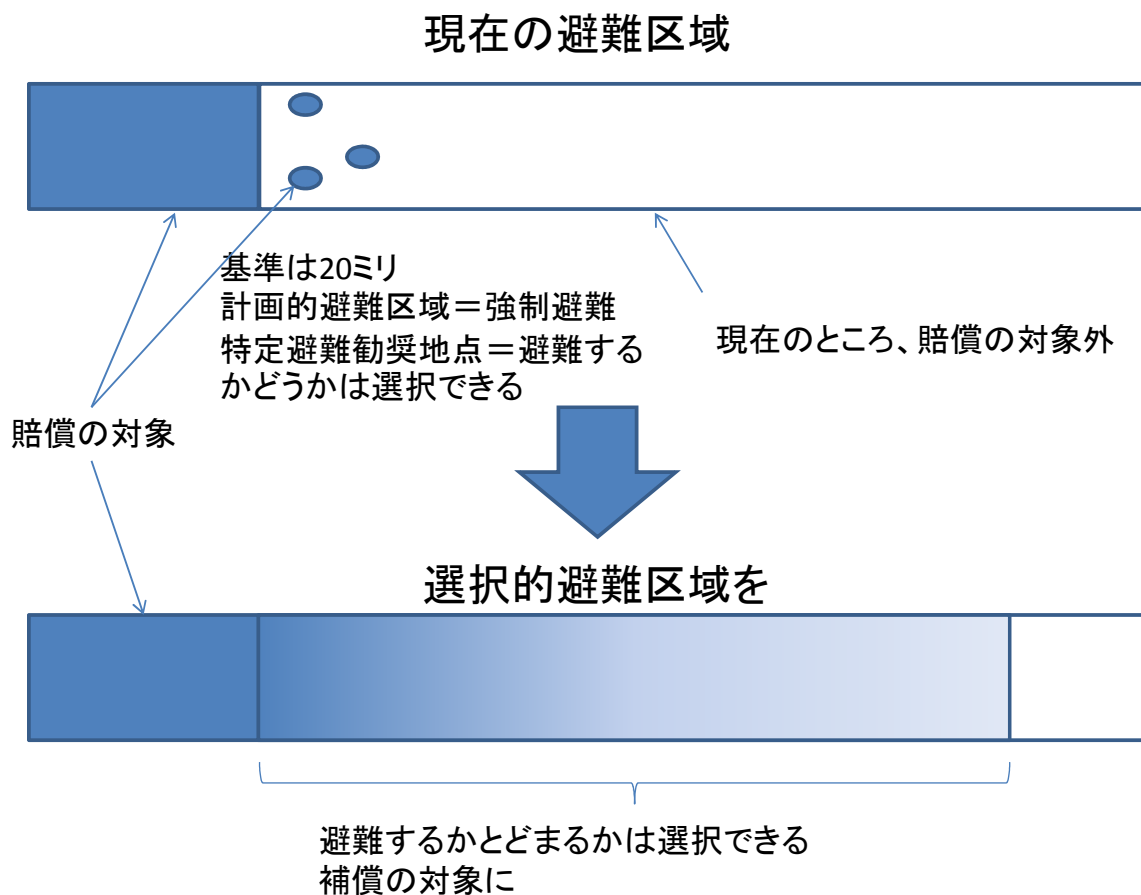
# 避難区域設定の問題点

その1：特定避難勧奨地点の選定をめぐる問題

その2：設定基準（20ミリシーベルト）が高すぎる

その3：広範囲にわたる、選択的な避難区域の設定が必要

9



10

# 自主避難への賠償と 東電請求運動

11

## 「避難の権利」

「避難の権利」＝自らの被ばくのリスクを正しく知り、自らの判断で避難をする権利

- リスクを知る権利
- 正当な賠償を受ける権利
- 行政支援を受ける権利

12

# 「避難の権利」の根拠

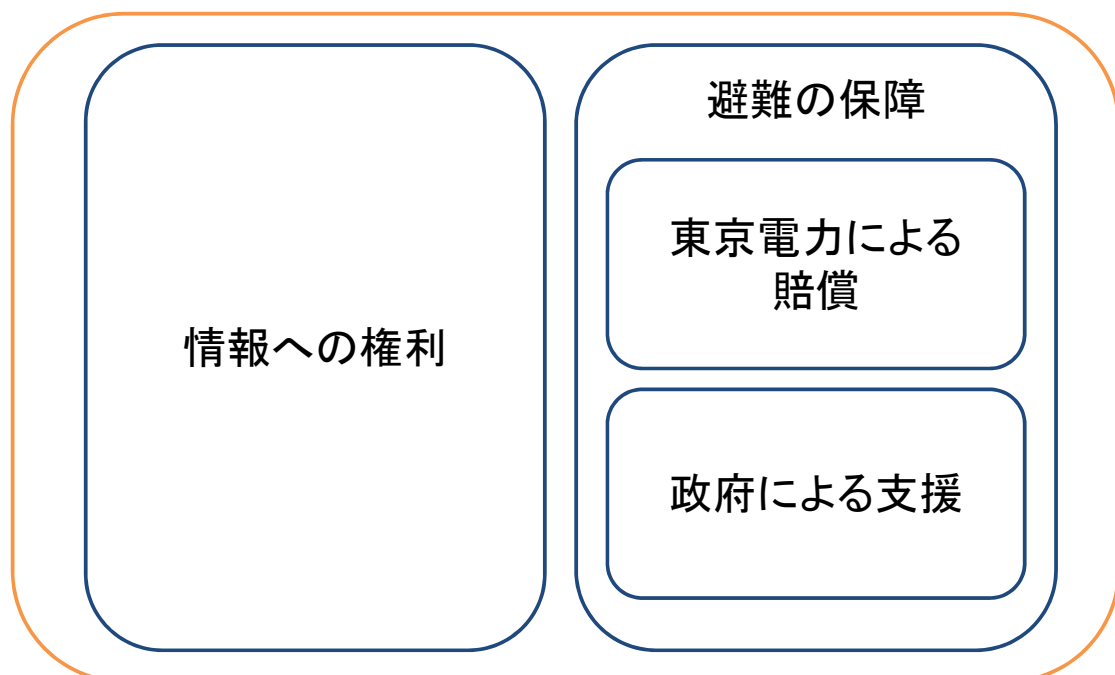
根拠＝①予防原則、②平和的生存権、健康の権利

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（憲法前文）

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第25条）

13

# 「避難の権利」の構成要素

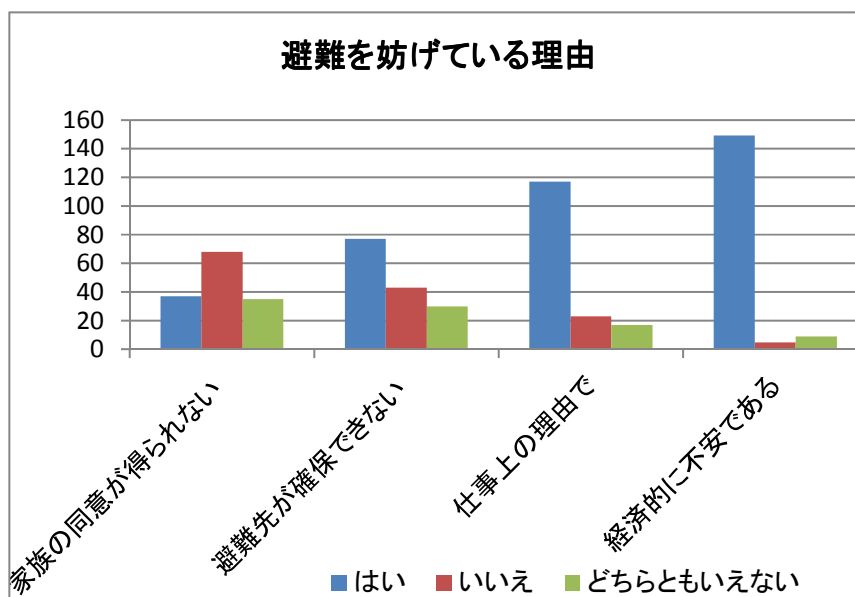


福田健治氏講演資料<「避難の権利集会」in 福島 Part II>より引用

14

# なぜ「避難の権利」？

「避難をしたくても避難できない」福島の実情



自主避難に関するアンケート結果(2011年7月25日)  
フクロウの会、国際環境NGO FoE Japan実施

15

## 私たちの声をきいてください 原子力損害賠償紛争審査会への意見

「線量が高い。家の中で $1\mu\text{Sv}/\text{時}$ を越えます。そんな環境に子供を住まわせていいのかと不安です」

「何故毎日毎日被曝しなければいけないのでしょうか？」

「20ミリに引き上げたのは明らかに政治判断。ゆえに自分で判断した」

「主人は生活資金と持ち家のローンと商売（自営）のローンのために、ここに残ると言います」

「子供を病気にするつもりで産んだんじゃない」

16



# 私たちの声をきいてください

## 原子力損害賠償紛争審査会への意見

「年間15msvになると言われている地域で小学校1年生の息子がおり、さいたまに避難を決めました。」

「動くに動けず、今でも悩み苦しみぬきながら暮らしている友人・知人は沢山います。」

「ローンを抱えていますので、今住んでいるところと二重に家賃をはらわなければなりません。」

「誰も将来の予測がしえない現在の状況下においては、避難区域であるかどうかではなく、私たちは最悪の事態を想定します。」

17

## 「避難の権利」 確立のための活動

- 7月14日 避難者・避難を考えている人の声の提出
- 7月15日 原子力損害賠償紛争審査会の事務局との交渉  
～「自主避難者への賠償を」要請書を提出
- 7月15日 自主避難者による記者会見
- 7月25日 「避難の権利」アンケート結果発表  
(272人を対象)
- 7月29日 原子力損害賠償紛争審査会に対する要請行動
- 7月～8月 「避難の権利」集会の開催  
福島で2回、郡山で1回
- 7月～8月 東京電力に対する請求運動
- 8月12日 東京電力に自主避難に関する請求書を提出  
411通、総額約11億円、一人当たり平均約300万円

18



ありがとうございました